



2)第2回(契約締結後 13 ヶ月以降):契約金額の 8%を限度とする。

#### (5)部分払いの設定<sup>1</sup>

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

1)2024 年度(2025 年 2 月頃)

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数:1 部
- (2) 見積書提出部数:1 部
- (3) 提出期限:2024 年 10 月 16 日(水)(12 時まで)
- (4) 提出方法:国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。( <https://partner.jica.go.jp/> )

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

( <https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf> )

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2024 年 10 月)」の「別添資料 11 業務実施契約(単独型)公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

---

<sup>1</sup> 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

◇ 評価結果の通知:2024年10月25日(金)までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め:2023年6月30日のお知らせに掲載  
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>)のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等:
- ① 業務実施の基本方針 16点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等:
- ① 類似業務の経験 40点
  - ② 対象国・地域での業務経験 8点
  - ③ 語学力 16点
  - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100点)

類似業務経験の分野	鉱物資源分野に係る各種業務
対象国及び類似地域	全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等:  
「マダガスカル国鉱物資源人材育成に係る情報収集・確認調査」(調達管理番号: 23a1004)の受注者(特定非営利活動法人アジア科学教育経済発展機構、株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル)及び同業務の業務従事者

#### 6. 業務の背景

有用鉱物資源を保有する途上国にとって鉱物資源開発は、一般に、他産業の育成・開発に比べて短期間に結果が得られる強力な成長戦略である。また、単に鉱山開発

にとどまらず、周辺インフラの整備、辺境地の地域振興やさまざまな分野の技術者、技能者の人材育成への貢献など、当該国の社会、経済に与える影響は非常に大きい。

途上国が鉱物資源を開発・利用して持続的発展をとげるためには、法制度から資源探査、開発、閉山、保安、鉱害対策、鉱山周辺の社会経済対策や公共財政管理、環境対策にいたる広義の鉱物資源管理が重要であり、多くの知見を有する先進国からの支援が有効である。

我が国は、近年まで国内に多くの鉱山を抱え、鉱物資源管理の体制を整備・運用し、鉱害問題なども乗り越えてきた経験を有している。また、国際的な比較において、企業規模は比較的小規模かつ縮小傾向にあるが、依然として優れた探査技術、製錬技術、環境関連技術等を有している。JICA においてこれらの知見を通じた協力を行い、途上国における鉱業の発展に寄与することは、国際市場への持続的かつ安定的な鉱物資源供給に貢献することにもつながり、また、日本国内の鉱業セクターの活性化や製造業の持続的成長のためにもその実施の意義は高い。

JICA は、これまで支援対象国のニーズや人材育成レベルに合わせて、本邦研修や技術協力プロジェクト、フォローアップ協力等を有機的に組み合わせることによって、戦略的に資源分野の開発能力強化、人材育成を目的とした事業を実施してきている。これら資源分野での協力の効果をさらに向上させるため、各スキーム・事業の質向上のための JICA に対する助言、JICA が事業を企画・運営する際の関連大学や民間企業、省庁・研究機関等との連携を行う技術支援が必要となっている。

## 7. 業務の内容

本業務は、JICA による資源分野の人材育成プログラム(資源の絆)を中心とする鉱物資源分野の事業を効果的に実施するため、各事業の企画、実施、改善にかかる助言や支援、スキーム間の連携支援、とりわけ帰国研修員のフォローアップ事業の検討や実施に係る支援を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 資源分野の人材育成プログラム(資源の絆)をはじめとする鉱物資源分野の事業の企画、実施、改善に係る助言及びコンサルタント・大学等の事業実施機関との調整支援。

- ① 資源分野の人材育成プログラム(資源の絆)の企画・実施に際して、JICA に対する技術的助言(資源の絆プログラムにて実施される各サブプログラムにおけるカリキュラム、研修目的及び成果、対象国、対象者等の立案等)を行う。

- ② 研修の受入や講師の派遣、研修コースの充実化に関し、経済産業省、JOGMEC、大学、研究機関等の鉱物資源関係の公的機関、企業から情報収集し、連携方法について JICA に対する助言を行う。
  - ③ 資源分野の人材育成プログラム(資源の絆)の実施に関する研修受入及び講師派遣において、新たな資源分野関係機関があれば JICA に対して紹介する。
  - ④ 資源分野の人材育成プログラム(資源の絆)内の各サブプログラムがお互いに有機的に繋がるよう、技術的助言を行う。
- (2) フォローアップ協力事業の実施支援
- ① 資源分野の人材育成プログラム(資源の絆)を修了した帰国研修員と面談日程の調整と面談を行い、研修員が実施するフォローアップ協力事業の計画・立案について技術的助言を行う。
  - ② 上記面談等を通じて、機構が支援することで成果拡大が見込めるフォローアップ協力事業について提案し、協力の具体化に当たっては日本側の支援リソースや案件実施方法について技術的助言を行う。
- (3) マダガスカル鉱業人材育成に係る協力
- ① 現在実施中の「マダガスカル国鉱物資源人材育成に係る情報収集・確認調査」に関し、効果的な調査実施となるよう技術的観点から助言を行い案件管理を支援する。
  - ② 上記情報収集・確認調査の実施にあたり、資源の絆プログラムの卒業生と調査団との調整を行い、マダガスカルにおける鉱業セクターのニーズを適切に把握できるよう支援する。
  - ③ 上記調査結果を踏まえた次期協力案件の検討に際し、案件内容、計画、実施体制等について技術的観点から助言を行う。
- (4) その他、実施中協力事業の実施支援
- 資源分野の人材育成プログラム(資源の絆)と連携して形成・実施されている以下資源分野の協力に関し、効果的な案件実施となるよう技術的助言を行う。
- マレーシアにおけるレアアース開発に係る協力
  - ザンビアにおける鉱業開発能力向上に係る協力

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

### (1) 業務計画書(電子データ)

- 業務開始後 10 営業日以内に提出。
- (2)第一次業務進捗報告書(電子データ)  
2025 年 2 月 21 日までに提出
  - (3)第二次業務進捗報告書(電子データ)  
2025 年 9 月 12 日までに提出
  - (4)業務完了報告書(電子データ)  
2026 年 2 月 27 日までに提出。
  - (5)コンサルタント業務従事月報  
業務従事者は、国内における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を毎月初めに監督職員へ提出する。
  - (6)議事録等  
各報告書説明・協議や、その他の重要な協議・確認のために協議を行う場合には、先方と当方での認識の不一致が生じないように記録しておくべきと考えられる協議結果の概要について議事録に取りまとめ、JICA に対しても速やかに提出する。上記提出物の他、JICA が必要と認め、書面により報告を求める場合には、速やかに提出する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2023 年 10 月(2024 年 7 月追記版))」の「XI. 業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

### (1) 報酬単価について

報酬単価(上限額)については、「経理処理ガイドライン」の別添資料2「報酬単価表」の1. の「(2)国内業務/国内業務が主体の場合」に記載のとおり、報酬単価を定めず、直接人件費、その他原価、一般管理費等を直接積算ください。

見積書の様式は以下の URL に掲載しています。

[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consultant/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consultant/index_since_201404.html)

「見積書(兼契約金額内訳書)―2023年7月公示分以降(国内業務)」をお使いください。

## 10.特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

国内業務の実施に当たっては、JICA本部内の執務スペースで作業が可能です。

### (2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部資源エネルギーグループから配付しますので、imgne@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・ 案件概要表「マダガスカル 鉱物資源人材育成に係る情報収集・確認調査」

### (3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ③ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ④ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上